

長野県市町村合併支援方針

平成 20 年 2 月 22 日決定
総務部市町村課

第 1 基本姿勢

本県の旧法下における市町村合併は、小規模町村が多数残るなど、合併が必ずしも十分進展したとは言い難い状況にある。市町村合併は行財政基盤を強化するための極めて有効な手段のひとつであり、合併新法下での更なる合併に向けて、市町村の自主的・主体的な取組を尊重しつつ、合併に向けた取組の各段階に応じ、合併機運の醸成や合併に向けた取組に対する支援を行うほか、合併を選択した市町村に対し最大限の支援を行うなど各地域の取組を積極的に支援する。

第 2 支援内容

1 新市町村合併支援本部の設置（⇒別紙）

知事を本部長とする「合併支援本部」を設置する。また現地機関（地方事務所単位）に「地域支援本部」を設置し、現地機関を含めた全庁的な支援体制を整備することにより、合併機運の醸成を含む各地域における合併に向けた取組を積極的に支援する。

2 新合併支援プランの策定

合併新法下での更なる合併に向けて、合併に向けた各段階に応じた県としての具体的な支援策として「新長野県市町村合併支援プラン」を策定する。

プランの骨子は下記のとおり。

(1) 市町村等への情報提供・助言等

① 合併機運の醸成等に資する支援

情報提供・助言等を行い、合併機運の醸成や合併に関する動きに対し的確に対応する。

② 合併に向けた取組に対する支援

情報提供や助言のほか、県職員の派遣を行うなど現地機関を含め全庁的に支援する。

(2) 合併構想への位置づけ

国からの各種財政支援等を受けられるべく、構想策定への申入れを受け、合併構想へ位置づける。

(3) 市町村基本計画の作成支援

合併後のまちづくりの基本的な計画となる「市町村基本計画」の作成にあたって、県として必要な情報提供や助言等を行う。

(4) 人的支援

合併協議の円滑な実施等を図るため、市町村からの要請に応じ、合併協議会事務局や合併市町村への県職員の派遣及び市町村職員の受入れ等の支援を行う。

(5) 行財政に関する支援

地域自治組織に関する情報提供や特例交付金の交付等、合併前後のまちづくり等に対し行財政面からの支援を行う。

(6) 施策分野別支援

関係各部局により、国の支援プラン等を活用し、地域の要望を踏まえ、合併市町村のまちづくり等に対し、県として積極的に支援する。

「新長野県市町村合併支援本部」の設置について

1 趣 旨

合併新法下での更なる合併に向けて、市町村の自主的・主体的な取組を尊重しつつ、合併に向けた取組の各段階に応じ、合併機運の醸成や合併に向けた取組への支援を行うほか、合併を選択した市町村に対しては、合併が円滑かつ効果的に行われるよう、県として積極的に支援することを目的に、この本部を設置する。

2 所掌事項

- (1) 合併機運の醸成や合併に向けた取組に対する支援に関すること
- (2) 県が策定する合併構想に位置づけられた構想対象市町村に対する支援に関すること
- (3) 合併新法下において合併した市町村に対する支援に関すること

3 組織概要

(1) 新長野県市町村合併支援本部

- ・ 本部長は知事とし、本部長は支援本部を総括、代表する。
- ・ 副本部長は副知事とし、関係部局長、会計管理者、企業局長、教育長及び警察本部長を本部委員とする。
- ・ 支援本部に「市町村合併支援連絡会議」と現地機関（地方事務所単位）に「市町村合併地域支援本部」を置く。

(2) 市町村合併支援連絡会議

- ・ 関係部局の連携を図るため、関係課長を委員とする連絡会議を設置する。（座長：総務部長）
なお、連絡会議の連絡調整のため、幹事会（各課担当係長）を設置する。

(3) 市町村合併地域支援本部

- ・ 現地機関相互の連携を図り、合併機運の醸成や具体的合併支援を横断的に実施するため、地方事務所ごとに地域支援本部を設置する。（なお、具体的に合併への取組を進めている地域にあっては、随時、各地域ごとに具体的支援策について検討・実施する。）

(4) 取組内容

- ・ 合併支援プランの実施（合併に関する助言、情報提供等や市町村基本計画作成支援、施策分野別支援）等

